

## 浦安市汚水ポンプ場(4箇所)維持管理業務委託に係る提案依頼書

### 1. 目的

汚水ポンプ場に専任の係員を巡回させて、電気機器、機械等諸設備を円滑に運転するための保守管理及び関係法令を遵守し、汚水ポンプ場としての機能を維持する管理業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより以下の課題の解決を図るものです。

### 2. 課題

- (1)維持管理業務に係る緊急発生時・自然災害時の対応の強化
- (2)維持管理業務に係る適正な人員配置及び緊急時の応援体制
- (3)維持管理業務に係る物品の調達及び備蓄計画

### 3. 作業内容

- (1)日常点検（各種機器類設備の稼働状況における点検報告）
- (2)定期点検（「定期点検表」に基づく点検報告）
- (3)記録（ポンプ場運転に係る電気、水道等の使用量及び仕事量等における日常データの管理報告）

### 4. 履行場所

- (1)高洲ポンプ場（高洲 6-1-14）
- (2)舞浜ポンプ場（舞浜 2-39-1）
- (3)海楽マンホールポンプ（海楽 2-22 地先）
- (4)鉄鋼通りマンホールポンプ（鉄鋼通り 2-2 地先）

### 5. 業務に求める要件

- (1)施設の故障、事故等が生じた場合の対応強化に努める。
- (2)適正な人員配置に努める。
- (3)ポンプ場の維持管理に関する経験と知識を有する技術者による運営に努める。
- (4)安全管理に注意を払い事故等の防止に努める。
- (5)汚水ポンプ場の運転、維持管理について関係法規を遵守し事故等の防止に努める。
- (6)緊急、非常事態時における連絡網、作業マニュアル、点検マニュアル等を作成し、緊急時や職員の配置異動、休暇等の対応に努める。
- (7)各ポンプ場施設の自然損耗について取替え補修等の必要性を判断し、浦安市下

水道課に連絡を行う。

- (8) 各ポンプ場から排出される廃棄物の排出量の削減に努める。
- (9) ポンプ場の消防用設備の点検について、総務省令の遵守に努める。
- (10) 点検・補修時における機械の運転は必要最小限とし、電気使用量・油脂類・水道使用量等の削減に努める。
- (11) 施設に付随するガス給湯料、NHK 受信料は必要に応じ自社負担とする。

## 6. 人員の資格

業務を円滑に遂行するため配置する人員については、以下の技術者資格を有する者を1名以上配置しなければならない。

- (1) 下水道第3種技術検定
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (3) 電気工事士（第一種）
- (4) 危険物取扱者（乙種第4種）
- (5) 防火管理者
- (6) クレーン運転技能講習修了者（小型移動式）
- (7) 玉掛技能講習修了者
- (8) その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等

## 7. 作業体制

高洲ポンプ場を拠点とし、年間昼夜問わず各施設に、平常時及び大雨・台風・地震・津波・高潮等の自然災害や火災・爆発・漏油の事故等の緊急事態に備えて、各施設のすべてに適正な人員を配置し、迅速かつ的確に業務を遂行すること。

## 8. 費用見積り

- (1) 業務に係る経常経費
- (2) 長期継続契約のため、契約額は毎年度一定になる。ただし、見直しや解除を留保するものとする。

※様式5-1で初年度年間(令和6年9月1日から令和7年3月31日まで)の見積書を、様式5-2で契約期間(令和6年9月1日から令和9年8月31日まで)の見積書をそれぞれ作成すること。

## 9. 参加申込書、提案書等の構成

- (1) 参加申込書（様式2）
- (2) 法人登記簿謄本
- (3) 財務諸表
- (4) 納税証明書
- (5) 企画提案書（様式3）

- (6) 会社実績・概要（様式4－1、4－2）
- (7) 見積書（様式5－1、5－2）
- (8) 応募書類チェックシート（様式6）